

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		計画変更命令（特定粉じん排出等作業）
根拠条例・規則等名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第18条の18
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	大気汚染防止法第18条の17に規定する届出があつた場合において、同法第18条の19ただし書きに規定する場合に該当しないと認めるとき。又は、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるとき。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 令和3年4月1日最終改正
備 考		